

「時価の算定に関する会計基準」の策定とIFRSへの収斂

1.はじめに

日本会計基準(日本基準)においては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等で、すべての会社における金融商品の会計処理に時価(公正な評価額)の算定が求められていた中で、時価の算定方法に関して詳細なガイダンスがありませんでした。一方で、国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを既に定めており、これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、2019年7月4日、企業会計基準委員会(ASBJ)は、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(時価算定基準)等を公表し、ようやく算定方法に関する詳細なガイダンスが定まることとなりました。本稿では時価算定基準について概略を示しながら、直近の会計基準の動向について見ていきたいと思います。

2.日本で採用される会計基準について

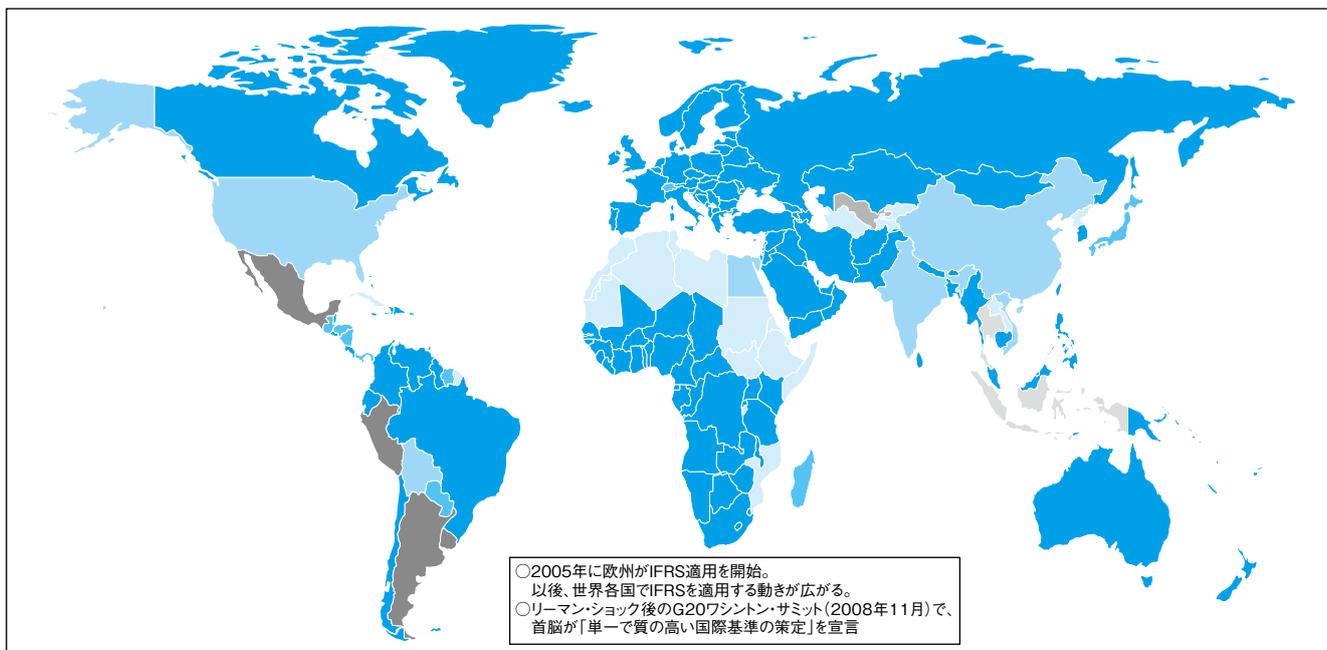
会計基準の動向を見る前に、まずは日本で採用される会計基準について特徴を説明します。そもそも会計基準は、GAAP(Generally Accepted Accounting Principles)といい、企業会計の実務の中で慣習として発達したルールです。日本で

事業展開をする会社は、原則日本基準を使用してきましたが、米国の証券市場で上場している企業については米国会計基準(米国基準)の採用も認められているほか、連結財務諸表規則が掲げる一定の要件を満たしている場合には、国際会計基準(IFRS)の使用も認められています。そのほか、IFRSの内容の一部を日本仕様に変更した修正国際基準(JMIS)という会計基準も2016年3月期末より適用可能とされていますが、未だに適用している企業がないことから、実質的に日本では日本基準、米国基準、IFRSの3つの会計基準が採用されているといえます。

○日本基準

「日本基準」は、日本独自の会計基準であり、1949年に大蔵省の企業会計審議会が定めた「企業会計原則」をベースとしています。その後、経済・社会の変化に合わせて同審議会が設定してきた会計基準に加え、2001年からは会計基準設定主体の役割を引き継いだ民間組織のASBJが設定した会計基準を合わせたものが採用されています。企業会計原則には、「一般原則」「損益計算書原則」「貸借対照表原則」があり、日本基準はこれに則っています。財務諸表の「損益計算書」「貸借対照表」は、損益計算書原則および貸借対照表原則に基づいて作成することになります。

図表1 IFRS の国際的な適用の進捗状況評価



国内主要企業(上場会社および金融機関)の連結財務諸表について、

- 全てまたは大部分の主要企業に対してIFRSを強制適用(138法域)
- IFRSの強制適用をせず、任意適用を認める(12法域)
- 自国基準を使用(7法域)
- その他あるいは未確認の国・地域

- 金融機関を除く全ての上場会社に対してIFRSを強制適用(6法域)
- 金融機関に対してIFRSを強制適用(上場会社には適用せず)(1法域)
- IFRSのアドプションまたは自国基準のコンバージェンスの途中(2法域)

【出所】企業会計審議会総会・第7回会計部会資料を基に弊社作成(2019年7月19日時点)

(2022年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。

「時価の算定に関する会計基準」の策定とIFRSへの収斂

○米国基準

「米国基準」は、米国で採用されている会計基準です。米国財務会計基準審議会(FASB)が発行する財務会計基準書(SFAS)、FASB解釈指針(FIN)などから構成されています。米国の公開企業は、米国基準に基づいて財務諸表を作成しなければなりません。ただし、米国においても米国証券取引委員会(SEC)に登録している外国企業についてはIFRSの適用が容認されています。

○IFRS(国際会計基準)

「IFRS」とは、International Financial Reporting Standardsの略で、国際会計基準を意味します。ロンドンを拠点とした民間団体である国際会計基準審議会(IASB)が作成した会計基準で、欧州連合(EU)域内の上場企業に対して2005年に導入が義務化されています。IFRSの主な特徴として、詳細な規定や数値基準があまり示されておらず、自由度が高い「原則主義」、将来キャッシュ・フローの現在価値を重視する「貸借対照表重視」、各国の独自性(税制の違いなど)は考慮せず、議論や定義を英語で実施する「グローバル基準」の3つが挙げられます。

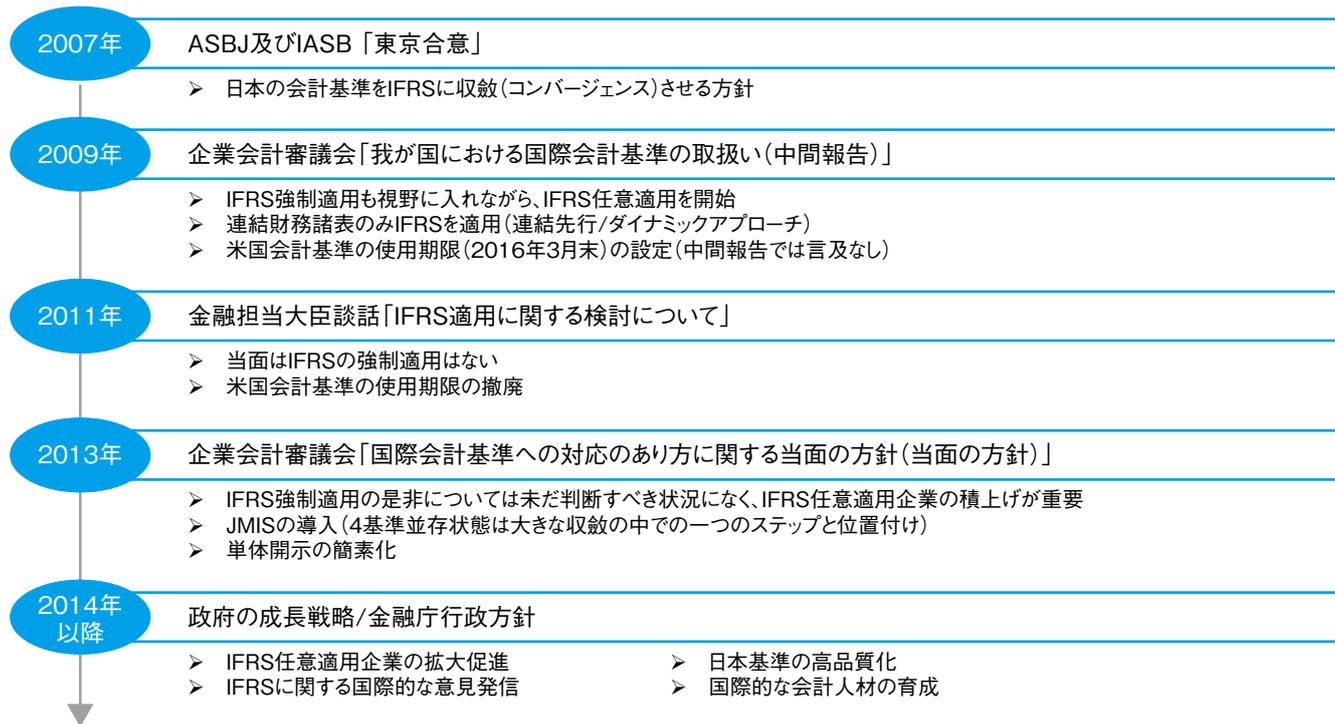
【図表1】のとおり、国内主要企業(上場会社および金融機関)の連結財務諸表について、138もの法域で全てまたは大部分の主要企業に対してIFRSが強制適用されています(2019年7月19日時点)。IFRSを適用した会計士は比較が容易になりますので、世界の投資家から資金を集めるためには、国際的に広く利用されているIFRSを適用することが有効といえます。

3. 会計基準を巡る変遷

企業活動、投資活動がグローバル化する中、日本基準を世界共通の尺度となる会計基準であるIFRSに収斂(コンバージェンス)する方針が定まり、その後IFRSの任意適用企業の増加を促すことで、海外の投資家から資金を獲得しようとしてきました。企業会計審議会総会の資料をもとに日本基準を巡る変遷を振り返ってみます【図表2】。

EUが2005年からIFRSを域内上場企業の連結財務諸表に適用することを決定して以降、世界中にIFRS採用の動きが広まっていき、日本においても2007年にASBJとIASBとの「東京合意」により、日本基準をIFRSにコンバージェンスさせる方針が示されました。その後、企業会計基準審議会において、2009年に連結財務諸表先行の形によるIFRSの任意適用開始の方針が取りまとめられました。2013年には、「国際会計基準への対応のあり方に関する当面の方針」が公表され、この中では、IFRSの強制適用の是非については当面判断を見送り、まずは任意適用企業の積上げを図ること、そして、次に日本が考えるべきIFRSについて対外的に意見発信をすること等が重要とされました。また、2014年以降には、政府の成長戦略や行政方針において任意適用企業の拡大促進、日本基準の高品質化、IFRSに関する国際的な意見発信、国際的な会計人材の育成ということが重要な論点となっています。【図表3】のとおり、IFRSの任意適用企業は着実に増え続け、2021年10月末時点では256社がIFRSを適用しています。また、同時点で、IFRSを適用し

図表2 会計基準を巡る変遷

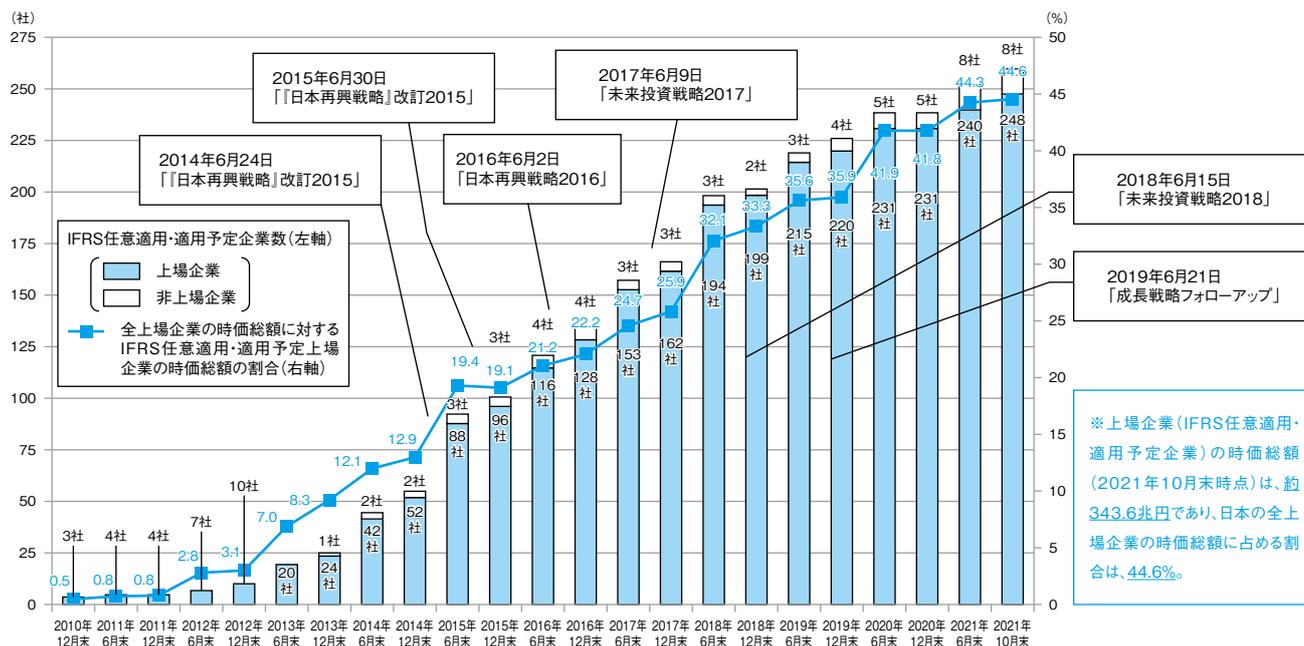


【出所】企業会計審議会総会・第8回会計部会資料を基に弊社作成

(2022年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。

図表3 IFRSの任意適用企業の推移(2021年10月29日時点:256社)



※日本では、2010年3月31日以降終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。
 ※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。
 【出所】企業会計審議会総会・第8回会計部会資料を基に弊社作成

ているあるいは適用を予定している上場企業の時価総額の合計は約343.6兆円、全上場企業の時価総額に占める割合は約44.6%であり、大きな存在感を示しています。

4. 「時価の算定に関する会計基準」の制定

日本基準をIFRSに収斂(コンバージェンス)するための直近の動きとして、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される収益認識に関する会計基準と、同時期から適用される時価の算定に係るルールの変更があります。前者は、顧客との取引による収益の認識に関する基準であるIFRS第15号の考え方を取り入れるものであり、企業ごとに「出荷基準」や「検収基準」と複数の基準で収益の計上をしていたものを、履行義務が充足されたタイミングに統一するものであり、後者は金融商品の時価算定に関して新たに定めるものです。本稿では時価の算定に係るルール変更の主なポイントを見ていき、年金資産への影響を確認していきたいと思えます。

日本基準では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等においてすべての会社における金融商品の会計処理に時価(公正な評価額)の算定が求められていたものの、算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていませんでした。

これに対し、IFRSにおいてはIFRS第13号「公正価値測定」として、米国基準においてはAccounting Standards Codification(FASBによる会計基準のコード化体系)のTopic820「公正価値測定」として、IASB及びFASBは、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定め

ています。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、ASBJでは2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(時価算定基準)等を、2021年6月17日に改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を公表しており、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するものとされています。なお、IFRSや米国基準では公正な評価額について「公正価値」という用語が用いられていますが、日本においては他の関連諸法規において時価が広く用いられていることから「時価」という用語が用いられています。

(1) 時価の定義

「時価の算定に関する会計基準」(時価算定基準)の導入により、時価の定義が変更されました。

これまでは「金融商品に関する会計基準」において、時価とは「公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」と定義されていました。

一方、時価算定基準においては「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう」と定義されており、IFRS第13号及びTopic820において採用されている出口価格(資産の売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格)の概念が採用されています。時価の定義の変更に伴い、「金融商

「時価の算定に関する会計基準」の策定とIFRSへの収斂

品に関する会計基準」におけるその他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、その平均価額が改正された時価の定義を満たさないことから削除されています。ただし、その他有価証券の減損を行うか否かの判断については、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いが踏襲されています。なお、この場合であっても、減損損失の算定には期末日の時価を用いることとなります。

(2) 時価の算定方法

次に時価の算定方法について見ていきます。時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法（たとえば、市場における取引価額を基準に算定するマーケット・アプローチや、将来の利益予想やキャッシュ・フロー予想に基づいて算定するインカム・アプローチなど）を用いることとされ、評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることが求められています。なお、ここでいう「インプット」とは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定と定義されています。また、「観察可能なインプット」とは入手できる観察可能な市場データに基づくインプットを指しており、例えば取引所市場、ディーラー市場、ブローカー市場、相対市場等が、観察可能となり得る市場とされています。

インプットは3段階のレベルに分けられ、時価の算定に用いられる優先順位はレベル1のインプットが最も高く、逆にレベル3のインプットが最も低くなります。そして、算定した時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価、レベル3の時価に分類されます。なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数含まれる場合は、重要な影響を与えるインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類することになります。

インプットのレベル別の定義は以下です【図表4】。

図表4 インプットのレベル別の定義

インプットのレベル	定義
レベル1	時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないもの
レベル2	資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプット
レベル3	資産または負債について観察できないインプット

レベル1の定義に記載されている「活発な市場」とは、「継続

的に価格情報が提供される程度に十分な数量及び頻度で取引が行われている市場」とされ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の開示例では上場株式及び国債の時価がレベル1として分類されています。また、同適用指針の開示例では、レベル2に分類されるものとして、活発な市場で取引されていない場合の地方債や社債の他、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定した金利スワップ及び為替予約の時価が、レベル3に分類されるものとして株式ボラティリティが、それぞれ例示されています。

時価算定基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしています。このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券又はデリバティブは想定されないため、「金融商品に関する会計基準」において、時価を把握することが極めて困難な有価証券又はデリバティブの定めは削除されています。ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いとしています。これにより、これまで時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価又は取得原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としていたもののうち、市場価格のない株式等に含まれないものについては、時価をもって貸借対照表価額とすることとなります。

(3) 年金資産における影響

時価算定基準の導入は年金資産にどのような影響があるでしょうか。2019年7月4日時価算定基準の導入、「金融商品に関する会計基準」の改正にあわせて「退職給付に関する会計基準」の第22項が修正され、以下の下線部分が追加となり、時価に関しての定義が年金資産を構成する金融商品においても規定されました。

【退職給付に関する会計基準】

22.

年金資産の額は、期末における時価(公正な評価額をいう。ただし、金融商品については、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第6項)とする。)により計算する。

また、時価算定基準と同時にASBJによって改正された「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に、時価の開示につ

いて規定されており、時価のレベルごとの残高等、基本的にはIFRS第13号の開示項目との整合性が図られています。従来は主に金融商品の注記で対象資産及び負債の簿価と時価の注記をおこなっていましたが、今後は時価を、用いたインプットに応じてレベル1から3に区分した上で注記することが求められます。

ただし、年金資産は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第4項の注記の対象外であるため、時価のレベルごとの内訳等に関する注記の対象外とされています。

これと比較しIFRSでは、年金を含む従業員給付に関して規定したIAS第19号によれば、IFRS第13号に基づいた3段階でのレベル分けを要求されていないものの、活発な市場における公表市場価格があるものとなないものに細分化して開示することが求められており、日本基準とIFRSとの間で差異が残る形となっています【図表5】。

図表5 年金資産の開示

日本基準	開示にあたってレベル分け等の分類は不要
米国基準	レベル1,2,3に分類して開示する事が求められる
IFRS	活発な市場での市場価格があるものとそうでないものに分類して開示する事が求められる

5. 日本基準における今後の動き

日本基準における今後の動きを見ていきたいと思えます。金融庁は、2021事務年度の金融行政における重点課題および金融行政に取り組む上での方針を、「2021事務年度金融行政方針」として2021年8月31日に策定しています。この金融行政方針の補足資料で、会計基準の高品質化に関する2021事務年度の作業計画として以下記載されています。

- 我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、日本基準の高品質化に取り組む。
- IFRSに関する今後のプロジェクトの協議等において我が国の考え方をIFRSに反映する努力を強化する。
- IFRSへの移行を容易にするための取組みを進めることによりIFRSの任意適用企業の拡大を促進する。
- 国際会計人材を育成し、国際的な基準算定等に参画する。

これらについて、計画の1つ目については、前述したとおり収益認識に関してIFRS第15号の考え方を取り入れるものであり、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されています。計画の2つ目については、ASBJからIASBへのれんの償却において日本の意見を取り入れてもらうよう意見交換しているところです。上記にも関連する内容として、2021年11月16日に開催された企業会計審議会総会・第8回会計部会での委員の意見と金融庁の受け答えを一部要約して紹介します。

委員からは、「日本においてIFRSの強制適用に至らなかった

大きな原因は、のれんの償却と、上場株の売却益のいわゆる包括利益という2つがある認識と前置いたうえで、上場株の資本取引については、コーポレートガバナンス・コードの進展に伴って、持ち合い株の解消が相当程度進んでおり、のれんの償却において日本の意見が大幅に取り入れられる形でIASBの基準になったとしたら、今後、IFRSの強制適用は視野に入るか、あるいは、全上場会社には無理にしても、少なくともプライム市場に上場する会社への強制適用は考えられるか」と金融庁に対して意見照会がありました。

これに対して、金融庁からは、「基準適用の考えについては、今後、企業会計審議会において委員との協議により検討していく」との方針が示されており、議論の流れに注視する必要があります。

6. さいごに

時価算定基準の制定により、日本基準においてもIFRSと類似する時価の算定方法が定まり、年金資産のうち金融商品については時価算定基準が適用されますが、時価のレベルごとの内訳等の注記は求められておらず、年金資産への影響は現状、限定的と言えます。ただし、5章で記載したように、2021事務年度金融行政方針補足資料にはIFRSへの移行を容易にするための取組みを進めることによりIFRSの任意適用企業の拡大を促進すること、IFRSに関する今後のプロジェクトの協議等において日本の考え方をIFRSに反映する努力をすること等が定められています。そのため、今後も、日本基準とIFRSの動向及び、退職給付会計・年金資産における影響について引き続き注視していくことが必要です。

以上